

日本学生支援機構奨学金貸与終了者の月額変更・第二種貸与期間延長・利率の算定方法変更の期限について

日本学生支援機構奨学金貸与終了者の月額変更・第二種貸与期間延長・利率の算定方法変更の期限は、以下のとおりです。年度末貸与終了者は特にご注意ください。なお、各様式は学生支援課で配付しています。

月額変更

希望者は「奨学金貸与月額変更願」を、貸与終了月の前々月まで(ただし **3月貸与終了者は12月**まで)に学生支援課まで提出してください。

第二種貸与期間延長

第二種奨学金については、卒業(修了)期が次の事由により延びた者で在学学校長が特に必要と認める場合は、修業年限の終期から1年以内の範囲で貸与期間の延長を認めることがあります。

- ①留学による場合
- ②病気療養による場合
- ③ボランティア活動による場合
- ④被災(災害に起因する特殊事情を含む)による場合

希望者は「第二種奨学金貸与期間延長願」を、満期予定月の前々月まで(ただし **3月満期予定者は12月**まで)に学生支援課まで提出してください。

利率の算定方法変更

希望者は「第二種奨学金『利率の算定方法』変更届」を、貸与終了月の前々月まで(ただし **3月満期終了者は11月**まで)に学生支援課まで提出してください。